

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では関連する法令・規則を遵守することはもちろんのこと、コーポレート・ガバナンスの観点から株主や最終消費者を含む取引先をはじめ、従業員や地域社会を含めたステークホルダー(利害関係者)に対する責任を果たし、企業価値の向上、株主への利益還元の実現に取り組んでいく方針です。すべての役職員に対して、コンプライアンスの重要性の周知徹底と、良識に基づいた判断・行動を促すように努めるとともに、経営の公正性と透明性を高め、意思決定及び執行を的確で迅速なものとするために、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に則り、実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京中小企業投資育成株式会社	1,102,000	17.66
五味大輔	500,000	8.01
株式会社みずほ銀行	275,000	4.40
株式会社りそな銀行	275,000	4.40
株式会社きらぼし銀行	275,000	4.40
大日精化工業株式会社	274,140	4.39
白石カルシウム株式会社	240,000	3.84
中野淳文	205,800	3.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	186,200	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	178,500	2.86

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤村俊夫	その他													
伊丹庸之	その他													
横尾 彰	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤村俊夫			独立役員に指定しております。	長年に亘る合成樹脂事業分野での経験及び見識と、複数他社の代表取締役等としての経営全般に関する経験及び見識を持っておられ、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、また、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

伊丹庸之		独立役員に指定しております。	長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い知識を持っておられ、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、また、当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
横尾 彰		独立役員に指定しております。	長年に亘る金融業界での豊富な経験と幅広い知識を持っておられ、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、また、当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし				

現在の体制を採用している理由 更新

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立するとともに、経営の透明性を高める観点から、企業経営に関する豊富な見識と経験を有し、当社との特別な利害関係も持たない独立した立場から意思決定、経営監督ができる社外取締役3名を監査等委員に選任しております。常勤監査等委員及び社外取締役である監査等委員は取締役会に出席し、当社の現状と課題を把握して必要に応じて意見を表明しており、会計監査人及び法務・コンプライアンス部と連携し、適宜情報と意見交換に加え、会計監査や内部監査の結果の報告を受けることにより取締役会における意思決定の適正性を監督しております。このように経営監視体制の強化と有効性の確保に努め、株主からの負託に答え得る実効的な経営が期待できるため現体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査業務を行う会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果、会計監査人が把握した内部統制システムの状況及びリスクの評価等について報告を受け、意見交換を行うなど会計監査人と連携をはかっております。また、会計監査人の住査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めると監査に役立てております。さらに、会計監査人に随時重要な会計的課題について意見を求め、検討を行っております。内部監査につきましては、社長直轄の内部監査機関として法務・コンプライアンス部(2名)を設置しており、監査等委員会及び会計監査人と連携し、意見交換をしたうえで年度計画を策定し、監査を実施しております。法務・コンプライアンス部は法令順守や内部統制システム等の監査及び評価と提言を行うほか、品質や環境、情報セキュリティの監査につき監査等委員会と連携して実施しております。また、監査等委員会が必要と認めるときは、実施すべき監査業務を法務・コンプライアンス部に対し要望することができる体制をとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
---	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役(3名)は取締役会への出席を通じて適宜意見を述べるとともに、申立て客観的な立場に基づき、取締役の職務執行を監督しております。

当社社外取締役である藤村俊夫氏は、商社のケミカル部門で活躍し、企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して助言・提言し、意思決定の妥当性・適正性を確保しております。

また、伊丹庸之氏と横尾彰氏の2名につきましては、社外の専門的見地から取締役会、監査等委員会等において適宜助言・提言をいただき、経営判断の適正性や妥当性の確保を図っております。社外取締役である監査等委員は常勤監査等委員と意思疎通を十分図って連携し、監査等委員会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。3名の社外取締役である監査等委員を含む監査に加え、取締役会のほか、グループの重要な会議に監査等委員が出席し、経営の監視機能を備えた態勢を整えております。常勤監査等委員は経理部門や会計監査人とも必要に応じて会合を開催し、内部統制・財務情報等の意見交換の機会を持ち、情報交換をしております。内部統制についても法務・コンプライアンス部と定期的及び必要に応じ連携をとり、報告を受けております。選任されている社外取締役と当社に人的関係、特別な利害関係はありません。当社は、社外取締役藤村俊夫氏、伊丹庸之氏及び横尾彰氏を東京証券取引所に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

・当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、また当社の監査役(現監査等委員)の適正な監査に対する意識を高めることを目的とするため、当社の取締役、監査役(現監査等委員)及び従業員に対して、新株予約権を金銭の払込みを要することなく無償で付与しております。(第4回、第5回)
 ・完全子会社化したUF社の経営者2名のリテンションを確保するために付与しております。(第6回)
 ・当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役(社外取締役を除く)及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して、新株予約権を金銭の払込みを要することなく無償で付与しております。(第7回)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

・第4 回新株予約権:取締役7名、監査役3名及び従業員60名に対し364,000株
 ・第5 回新株予約権:取締役6名、監査役3名及び従業員63名に対し382,000株
 ・第6 回新株予約権:子会社の取締役2名に対し1,200,000株
 ・第7 回新株予約権:従業員1名、子会社の取締役4名、子会社の従業員37名に対し400,000株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対する経営情報は、人事総務部が、毎月の取締役会の前に資料を配布し説明を行っております。また必要に応じて取締役が適宜報告を実施しております。また、社外取締役が職務を執行するにあたり、法務・コンプライアンス部が必要に応じてこれをサポートし、円滑に遂行できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

監査等委員会設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適切な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。各機関及び部署における運営、機能及び活動状況等については、以下のとおりです。

当社の取締役会は10名の取締役(監査等委員である取締役4名のうち3名は社外取締役)で構成されており、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、重要事項を協議決定するほか、様々な報告が適宜なされております。2018年1月から12月までの一年間に、取締役会を19回開催し、業務執行上の必須案件の決定や経営上の重要事項について審議を行いました。また、各監査等委員の監査結果について相互の意見を交換するとともに、内部監査部及び会計監査人と情報ならびに意見の交換を行いました。

当社は監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は、取締役4名(うち社外取締役3名)で構成されており、社外取締役につきましてはいずれも取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立性が高いと判断され、独立役員に指定しております。取締役4名は取締役会に出席し、必要に応じて意見を表明することにより、意思決定の違法性監査・妥当性監査、株主の視点に立脚した監督ができる体制となっております。

す。

法務・コンプライアンス部は、社長直轄とし、監査等委員会と連携して内部監査を実施し、定期的に報告を行っております。

当社では企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化をはかると同時に、経営の透明性の観点からチェック機能の充実を重要課題とし、会計監査人や監査等委員監査を通じた経営陣に対する監視体制を強化してまいりました。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として位置付けております。また、事業環境の分析、利益計画の進捗状況など情報の共有化、リスクマネジメント及びコンプライアンスの徹底をはかり、経営判断に反映させております。

当社は、EY新日本有限責任監査法人と会社法及び金融商品取引法監査について契約を締結しております。なお業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名 (EY新日本有限責任監査法人)指定有限責任社員業務執行社員 丸山高雄、北村康行

・監査業務に係る補助者の構成

(EY新日本有限責任監査法人)公認会計士 13 名、その他16名

なお、当該監査法人と当社の間には特別な利害関係はありません。

監査契約に基づく監査証明業務に係る「新日本有限責任監査法人」への報酬は、92,000 千円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立するとともに、経営の透明性を高める観点から、企業経営に関する豊富な見識と経験を有し、当社との特別な利害関係も持たない独立した立場から意思決定、経営監督ができる社外取締役3名を監査等委員に選任しております。常勤監査等委員及び社外取締役である監査等委員は取締役会に出席し、当社の現状と課題を把握して必要に応じて意見を表明しており、会計監査人及び法務・コンプライアンス部と連携し、適宜情報と意見交換に加え、会計監査や内部監査の結果の報告を受けることにより取締役会における意思決定の適正性を監督しております。このように経営監視体制の強化と有効性の確保に努め、株主からの負託に答え得る実効的な経営が期待できるため現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使環境の改善を図るため招集通知の早期発送に努めております。なお、今回総会においては、連結・個別注記をWeb開示にて提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、本決算短信発表後に、機関投資家向け決算説明会を行っております。(2018年度は、2019年2月19日に行いました。)	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、事業報告書、プレスリリース、中期経営計画、決算説明動画・資料、サステナビリティレポート	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部 総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、経営基本方針において「経営理念」を制定し、すべての役員及び社員にその周知徹底を図っております。当社の経営の基本理念は、お客様に満足される品質と価値の創造開先に全力を尽くすとともに、環境保全と省資源に積極的な努力を続け、消費者・取引先・株主・関係者に信頼される企業を目指すことにあります。この理念の実現を通じて、社員の生活と幸福増進・会社の発展・株主の利益向上・社会への奉仕が一致する経営を確立してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの生産する合成皮革製品は環境負荷の少ないウレタン樹脂を使用しております。当社は今後も環境と調和し、「環境型社会」に対応した持続発展する企業を目指して廃棄物低減、地球温暖化対策、省エネルギー対策などの活動を展開して行きます。2018年度は、サステナビリティレポートを発行いたしました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社では、内部統制システムについて以下の基本方針を取締役会において決議し、関連諸規定の整備を実施しております。(最終更新日:2018年3月29日)

(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規則に則り適切に保存及び管理する。

(2)損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、環境、品質、情報セキュリティ等に係る各種リスクについては、それぞれの担当部門にて、必要に応じ規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・職務権限制度、人事管理制度等、会社規程を整備し、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

・職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るため、全社及び各部門毎に年度予算・業績管理の策定を行い、その適切な運用を行う。

(4)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を定め、また、コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

・反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識して、その取引は断固拒絶すべく毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社の行動指針を当社グループ共有のものとして、グループ企業においてコンプライアンス体制をはじめ内部統制が有効に機能するための方策を確保する。

・グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

・取締役社長は、グループ企業の経営者と定期的に会議を開催し、情報の共有化を図る。

・子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告会を開くことにより、子会社の経営状況及び財務状況の内容を適切に把握し、子会社の業務の適正を確保する。

・当社は「(2)損失の危機の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

・当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規定に基づき、子会社における業務の執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

・当社の内部監査部門は、「関係会社管理規程」等に基づき、当社及び当社グループ会社の監査を行い、当社の取締役社長及び監査等委員会に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。

(6)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社等は、財務報告の信頼性・適正性を確保するために金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

(7)監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・監査等委員会が必要と認めるときは、実施すべき監査業務を「法務・コンプライアンス部」に対し要望することができる。

・監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人(監査等委員会スタッフ)を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置する。

・監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。

(8)前号の取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

・「法務・コンプライアンス部」に所属する使用人及び監査等委員会スタッフの人事異動・評価については、監査等委員会の意見を尊重するものとする。

・監査等委員会の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査等委員会からの指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

(9)当社及び当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・監査等委員及び監査等委員会スタッフが経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とする。とともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員会に回覧する。

・監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

・内部通報制度の通報状況について速やかに監査等委員会に報告を行う。

・「法務・コンプライアンス部」が実施した内部監査の結果についても、監査等委員会に報告する。

・監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

(10)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会が取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

・取締役社長は監査等委員会と定期的に会議を開催し、監査等委員会が意見又は情報の交換ができる体制とする。

・監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制とする。

・内部監査部門は監査等委員会との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人等の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とする。

(11)監査等委員の職務の執行に生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 会社情報等の適時開示に関する関連部門の配置状況および各部門への牽制機能に関するフローチャートは添付図のとおりであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないとする基本方針を「内部統制基本方針」に明記しております。反社会的勢力への対応部署として法務・コンプライアンス部が統括し情報収集に努めるとともに、社内研修会等を通じて役員及び社員への周知を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

す。その一環として、外部専門機関である公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に加盟し、必要な対策等について指導を受けるとともに、所轄警察署、顧問弁護士などとも連携し、適切に対処可能な体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

